

Title	コムミューンの概念 : Ch. Petit-Dutailis. Les communes francaises : caracteres et evolution des orgines au XVIII Siecles. Paris, 1947. (L'Evolution de l'Huanite. XLIV)
Sub Title	Some comments on Ch. Petit Dutailis's concept of "Communes"
Author	森岡, 敬一郎(Morioka, Keiichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1951
Jtitle	史学 Vol.25, No.2 (1951. 11) ,p.105(232)- 120(247)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19511100-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

コムミュニーン の概念

Ch. Petit-Dutaillis. Les communes françaises : caractères et évolution
des origines au XVIII^e Siècles. Paris, 1947. (L'Évolution de l'Huanite. XLIV)

森岡敬一郎

フランス中世末期史上に於ける commune の果してゐる役割の興味あるものであつたことは此所に述べる必要もないであらう。古くは Augustin Thierry に發するその研究は特に前世紀末より活潑さを加へ、主として箇別的研究に従事した歴史學者の業績はもとより概論的研究に於ける法制史學者の極めて多産な諸著作は誠に價值高いものと言はざるを得ない。しかし彼等の研究の中心點は commune の純制度史的側面に、即ち commune の司法・行政諸制度の機構の詳細とか或は特許狀間の親縁關係の如きとか、或は政治史の一部として王權伸張との關係に於ける commune の役割を跡付けるかにあつた。commune 自體の本質に關しては、充分な考慮が拂はれてゐなかつたとも言へよう。試みに中世都市若くは commune について偉大な業績を残した諸學者の commune の定義を見ても、大體法制史的傾向に屬する諸學者は一組の自治權を持つ法的な人格者としての都市を以つて commune と看做して居り、又歴史家の定義にあつては一般に commune と他の自治都市との差異が明確になつてゐない。今世紀初頭に中世都市研究に一の新時

期を畫した H. Pirenne にあつてもこの點に於ては同様な缺點なしとしない。

第十九世紀末以來 *Ecole des Hautes Etudes* を中心とする諸學者による都市の箇別的な實證研究が高い成果を挙げ、又 *Société d'histoire du droit* を中心として都市關係の古文書の集成公刊も行はれて來てゐる今日、新に *commune* の本質に反省を加へる必要は充分に認められる。ここに紹介する Ch. Petit-Dutailis の書は正にこの要求を満す一の試みであらう。即ち本書は、著者自身の言葉を以つてすれば『從來充分に論究せられて來た *commune* の行政機構の内容、特許狀の親縁關係の如き問題には觸れず、専ら標題の示す如く *commune* の本質とその時代的變遷の究明を意圖』して著はされたものに他ならない(同書) (p.4)。

本書の著者 Ch. Petit-Dutailis は戰時中物故せられたがフランス中世史學界の元老として令名高き學者であつてその學風については特に我國に於ても同じくこの叢書に加へられてゐる。La Monarchie féodale en France et en Angleterre (X^e—XIII^e Siècles) 等によつて廣く知られてゐる所であり特に述べる必要もないが彼が中世都市に早くより注意を示してゐたことは嘗つて彼が監修佛譯した W. Stubbs の Constitutional History of England に附載した同書への補註的な論文に於て英國都市の起源を論じて居り、これが英國中世都市研究上に重要な見解として今日尙權威を持つてゐることによつても知られよう。本書は彼の長年の研究の成果たる深い學殖と鋭い歴史的感覚とを以つて一七四種にのぼる既刊の史料集を驅使利用してなつた結果に他ならず、その立論にして精緻な實證研究に基かざるものなく、歴史的現實の諸相が充分に讀取られてゐて、抽象的獨斷的な結論に陥ることのないことはフランス史學の一の傳統的な長所である實證主義の良き現はれであらう。

彼が本書に於て求めてゐるものは從來の諸書に見られた如き一箇の固定した commune の概念ではない。彼は從來の研究家にあつて認められる commune 概念の混沌の原因が、本來歴史の内にあつて歴史と共に進化して行く commune の内容を、その生命を無視し、一時期に現はれた commune の姿を以つてその全體に妥當するものと看做した諸學者の思考の粗漏さにあるものと考へて居る。従つて彼は自己の commune の概念の定立に當つて進化し變遷して行く commune の姿の内に流れて行く本質があるがままに捉へて行かうと努めてゐるのである。即ち彼は同時代人が commune に對していかなる觀念を持つてゐたか、又いかなる機能・任務を賦與せしめてゐたか、又かかる人々の觀念が歴史の進展と共にいかに變つて行つたかを、史料に則して慎重に検討して行くのである。即ち彼は謂はば commune の生ける本質を生けるがままに捉へて行かうとしてゐるとも言へるであらう。従つて彼の提出した所は一の固定した定義ではなく「一連の定義の系列」(p. 6)なのである。

彼によれば commune の歴史は大別して次の三時期に分つことが出来る。即ち第一期は本書の對象とする地域 (Consulat 型都市を持つ南佛・都市發達のあつたブルターニュ半島及び特殊の共和國を形成したフランドル地方の諸都市―但し Saint-Omer, Aire, Courtrai の 3 都市は考察の對象に含まれる―を除外し、Poitou-Picardie 間の中部及び北部フランスの commune が對象とな) (p. 21) に最初の commune 運動が現はれた第十一世紀末より第十二世紀初頭の間から commune が原初的意味を喪失する Saint-Louis の治世の初年に至るまでの時期であつてこの時期に於ける commune とは市民が彼等の平和なる生活を外部の壓迫より保護する爲に市民相互間に相互扶助を目的として市民の全部或は一部によつて結成せられた共誓團體であつたと彼は考へてゐる (第一期)。彼によればかかる共誓團體は國內に於ける平和と秩序の確立に伴ひ次第に本來の機能を喪失し、commune とは Saint-Louis 時代以後には、外的には印章と鐘とによつて表示せらるる特權

的法人格者たる都市を意味するものと考へられるに至つたものであり、一般法制史家の下す定義は正にこの時期の *commune* に妥當するものとしてゐる(第二期)。かかる特權團體たる都市は當初の生命を喪失しかつ謂はば枯渴し乍らも近代絶對王制下にあつて *corps et collèges* の一として存在を維持し、法的にはフランス大革命にまで及んでゐると考へてゐる(第三期)。以下この諸時期に於ける *commune* の諸相を彼の説く所に従つて稍詳細に述べて見たい。

一

上述せる如く彼は當初に於ける *commune* と所謂都市的自由とを關聯せしめ *commune* を以つて何等かの一定の公法上の特權を意味すると看做す考へに反對してゐるのであるが此の點は極めて重要である。彼によればその發生の當初に於ける *commune* とは『共誓團體以上のものでもなく以下のものでもなく』(p. 38) のであり、そこには何等かの行政上司法上の一定の特權が問題とされてゐるのではないと言ふのである。

しからば彼のこの見解の根據はどこにあるのであらうか。第一に彼の擧げてゐるのは、第十二世紀の *commune* の特許狀に於ては、所謂都市的自由に關する規定が主體をなし若しくは不可缺の要件をなすと認め得ない事實である。即ち第十二世紀の *commune* の一般の特許狀に於ては、公法・私法若しくは裁判上の特權を規定する部分が *ad*(又は *cum*) *consuetudines* なる句に導かれて居り、既存の慣習を單に確認するに過ぎないものであると考へられるが、更に *Mont-reil-sur-Mer* や *Saint-Riquier* の特許狀にあつては、個々の内容を列擧することなく既存の慣習一般を漠然と「慣習」なる語を以つて表現して居るのである。一一八八年に *Philippe Auguste* が *Tournai* の住民に與へた特許狀にあつては

“...communiā dedimus et concessimus ad eosdem usus et consuetudines quas dicti burgenses tenerant ante institutionem communiē. Hec autem sunt consuetudines...” とあり、又一一八八年に Montneil-sur-Mer の Philippe Auguste の與へた特許狀に於ては “...communiā dedimus, ad usus et consuetudines quas pridem habuisse dinoscuntur.” とあり、后者に慣習の内容すら明示してないのは commune の本體と考へられる所謂「自由」が慣習として以前に存在したことを示す證左と彼は考へてゐる。更に彼の擧げてゐる Noyen の特許狀に於ては commune の許可を規定した部分と都市的自由を規定した部分が別箇に取扱はれて居り、此はこの特許狀の賦與せられた當時に於て commune と諸自由とが同一のものとして考へられてゐなかつた明白な證據とののである (p. 24—p. 29.)。

今現實の歴史現象からも彼はかかる時代人の觀念を明示する二三の例證を擧げてゐる。その一は Reims の例である。この都市は一一四〇年に commune は廢止されてゐるが、échevins の法廷の廢止は一一六〇年に於てであり、一一八一年に échevins の法廷は復活されたが commune は復活されてゐない (p. 58—p. 59)。これは正に兩者が混合して考へ得ざるものなることを示すものと後は考へてゐるのである。

第三に彼はもし commune が住民の享受する自由を内容とする概念とすれば、各 commune の持つ特權には一定の不可缺の要件が具備せられ、これを以つて他の特權都市 (les villes franchises) と區別されるべきである。commune に賦與せられたる自由に著しい相違の存すること、特權都市と commune との間に明確な一線を畫し得ざることを強調してゐる。彼の引用せる例證の二三を紹介すれば、Chaumont-en-Véxin, Compiègne, Meulan, Mantes, Montdidier, Dijon, Beauvais (及び Amiens も一時この状態にあつた) には王又は領主の prévôt が置かれて居り住民の

自治の第一要件たる裁判の自主性が認められない^(P. 55)。此に反して Bourges, Beaumont-en-Argonne の如き特權都市にあつては一般に大なる特權を有すると考へられる commune に比すべき特權を享受してゐるのである^(P. 58)。要するに彼は都市的自由に注目する限り commune と諸特權都市との間の差異を求めることが著しく困難となるとしてゐる。

しかし乍ら當時にあつて commune と一般特權都市とが明瞭に別箇の存在として意識せられてゐたことは Philippe Auguste の勅令及び Scripta de feodus 等に徴しても容易に理解しうる所なる以上、この兩者の性格上の相異が何かの點に存するかが明確にされねばならない^(P. 92)。この場合彼が所論の根據としてゐるのは、Paris 近郊の小都市 Chelles 及び Chatean-neuf-de-Tours に關する文書並びに歴史なのである。この Chelles に於ては『commune の授與』なる表現を含まず單に市民の誓約になる團結權を認めたのみの一一二一年の Louis le Gross の特許狀が Philippe Auguste の時代には commune を許可したものと考へられてゐたのである^(P. 30)。又 Chateaufort-de-Tours にあつては領主たる Saint-Martin の司教に對する數次の反抗に際して結成された市民の誓約團體が commune と看做されてゐたことはその後數次に亘つて發せられた法令に於てこの結社を commune なる名稱を以つて呼んでゐることも知れる。即ち第十二世紀にあつては都市住民の全部又は一部が結成した共誓團體が commune の本體であり従つて Dreux の commune の特許狀にあつては市民が行政的自主權、裁判上の諸權利を得てゐなくとも良しのである^(P. 61)。尙原初の commune の本質に關する彼の見解は初め “Les communes francaises au XII^e siècle: chartes de commune et chartes de franchises.” (Revue historique de droits francais et étranger. 1945-6) に於てより詳細なる姿で發表せられたものであつた。

以上の如く彼は *commune* の原初的意味は、共誓團體の許可に他ならないとしてゐるのであるが、所謂「都市の自由」と稱せられる法的な諸特権については、原初の時期にあつては *Commune* の本質とは無關係であり、これを Carolinga 朝の *échevinage* の制度に溯る聚落の自治的な慣習に結付けて考へようとする Roger Grand の推論 (*Les paix d'Aurillac. 1944, Paris. 及び "La genèse du mouvement communal en France."* (*Revue historique des droits français et étranger. 1943*)). に従つて居り (p. 26) 従つて彼は若干の *commune* に於て所謂「自由」の内容が明確に規定されることなく漠然と示されてゐたこともそれが既存の事實と看做されてゐたことも容易に理解し得るものと考へてゐるのである。又「自由」の内容が箇々の *commune* に於て相當相違の認められることは、この「自由」が上述の如く自然發生的なものであつたことに一面の原因があると考へてゐるのである。

以上の如く彼によれば *commune* とは既にある慣習的特権をより有効に擁護しも維持せんがために市民の全部又は一部により結成された共誓團體の公認に他ならないが、かかる *commune* が所謂「都市解放史」上に於て果しに役割に關しては彼は決してこれを輕視し若しくは無視してはいない。即ち共誓團體を通じて市民の力が結集せられ、この爲に「都市の自由」が擴張せられる機會に恵まれたことは否定し得ない。従つて結果的に見てこの點に於ける *commune* の功績は動かし難いものと見てゐる。この間の事情を更に具體的に示すために後はその經過の可成り明瞭に看取し得る *Saint-Quentin* につき比較的詳細な實證研究を行つてゐる (p. 62—p. 82)。

この市民の生活の安全を守るための機關であつた *commune* はその授與者たる王若くは領主にとつてはいかなる意味を有したであらうか。彼によれば *commune* 結成の動きの開始せられる直前の時代、即ち、混亂と無秩序の一般化し

る)。かくて此迄は commune は institutio pacis としての意義が重視せられてゐたのに對して Philippe Auguste の時代からは王權伸張の一支柱として意味を持つて来る。それ故に彼はこれを servitium regis と呼んでゐるのである (P. 108)。これと平行して王對 commune の關係が著しく封建的契約に近付いて行くことも注目すべき特徴として彼は強調してゐる。前述した如く王が commune に求めたものはその潑刺たる生氣であり、換言すれば軍事力に他ならなかつた故に、王は commune に軍務を初め諸義務を課し、(第十三世紀初頭の文書 Prisa servientium によれば Paris, Orleans, Etampes, Bourges, Montargis, Gien, Lorris 等の大きな都市も軍役を金錢で代納してゐるに反し、小都會も又村落の聯合團體も commune と稱せられるものもあつて) commune は王の保護を受け此所に兩者は密に結ばれたのである。A. Luchaire や Giry の如くこの commune をひとつ Seigneuries collectives populaires militairement organisées と看做すことに彼は同意はしてゐないがむしろ讚意を表はし (P. 106) この見解に反對して commune の商人的性格を過度に強調し commune の非封建的性格を説く C. Stephenson の説に對しては、彼は、(1) commune に課せられた軍務が一般の封建的義務に含まれる軍務と區別してゐたとは考へられなかつた (P. 109) 特ニ若干の場合には (例へば Philippe Auguste が一二三二年に Poitiers に與つた特許狀) この義務が ost et chevauché と呼ばれてゐること、(2) commune の負擔する aides が封建制度一般に見られる三種の aides であつたこと (P. 109) (3) commune が王に對して行つた忠誠の誓が homage の名を以て呼ばれてゐること、又 commune 以外の都市の忠誠の誓が homage と稱せられてゐる時には必ず commune 設置の約束を含んでゐること (P. 111) (4) 當時に於て commune は Baron と同格と見做されてゐたと認め得ること。 (例へば Simond de Dammartin 一二二五年に Panthier) (P. 113) の諸點を擧げて反駁し、commune が陪臣を持つことのない點に於て一般の領主と相異するのではあるが、一般領主の持つ

屬性を多分に有するものとして一の特殊な領主と考へ得るとしてゐるのである。

二

扱、フランス史上に於て最も多數の commune 許可された commune の黄金時代は St-Louis の治世と共に終り、フランスの中心部に於ては commune 結成の新たな許可が見られなくなる。これは旺盛な成長からの急激な變化であつた故に從來より諸研究者の注目する所であつて、この時期を一つの轉換期と認める者は多い。例へば P. Viollet は commune の「寡頭化」への一般的傾向に於てこの時期に一の劃期を求め、A. Luchaine の如きは commune の王權への協力から屈服と搾取への變化の時期として捉へてゐるのである (137)。彼も又この時期に轉期を見ることに於ては先従の諸學者と見解を一にするものではあるが、その觀點は著しく相異し、先學の如く他者との關係にはなくより直接的により内的に commune の本質自體の内に求めてゐるのである。

彼の所説に従へば、原初に於ける commune は住民の全部又は大部分が外部の暴力より生活の安定と平和とを擁護するために結んだ神聖な誓約による結社であつたが、かかる結社は混亂せる社會に於ては大なる意味を持ち得るとしても、平和と秩序の確立と共に存在の意義は稀薄とならざるを得ない。即ち Saint-Louis の治世に到り封建王制が理想的な姿を見せて確立した時、本來の commune を動かしてゐた相互扶助の精神は枯渴しフランス中心部では commune の新らたな結成が見られなくなつたと考へてゐるのであり、この動機は本質的なものであつて、從來考へられた如く外的な王權の壓迫や、内部に於ける寡頭勢力の伸長にあるのではないとしてゐる。

即ち彼によれば、嘗つては微弱な王權が國家統一の據點として或は外部よりの脅威の前に防衛力の一支柱として積極的に結付きを求めた生氣に満ちた住民の結社たる commune は生命力を枯渇して一の「結晶體」として確立せる王權の前に姿を現はした時、王はこれに理論的説明を加へ國家制度の組織内に組入れる必要があつた。當時王の宮庭の主勢力をなすものはローマ法の教養を積んだ法學者であつた。彼等法學者には commune の享有する廣範なる自由、及び commune がその構成分子たる諸個人とは別箇の獨立の主體として行爲してゐる事實が注目を惹くこととなつた。即ち法學者達は本來の commune にとつては副次的な結果として生じた形式的な諸特性を以つて commune の本質と見做すに至つた。そしてこの commune を國家組織に組入れる場合に説明の基礎原理としてローマ法の法人格の概念が動いてゐることに注目すべきである。かくて法學者により commune は形式的側面からして定議され commune は選舉制の市長を有する特權的市政自治體で、ローマ法の所謂 *jus communitatis et collegii* を有し、外的には印章と鐘によつて表示せられるものと考へられたに至つた (P.)。かくて commune は一の公法上の特權を意味し國家秩序の内にその位置を占めるに至つた。更に注目すべきは、この時期に到れば、特許狀の有無が commune の地位の享受に不可缺の要件と見做され、いかに間接的に證明せらるるとも特許狀そのもののなき都市は commune の地位を剝奪されてゐるとしてゐるのである。

以上の commune 概念の變化を證明するものとして彼が擧げてゐる内から一の史實を引用しよう。その第一は一九九九年に Philippe Auguste の發せる Etampes の commune 廢止の命令にあつては單に commune 廢止の規定あるのみなるに反し、Philippe le Bel の時代に Parlement de Paris が一二九五年に發した Laon の commune 廢止の

命令に於ては、「Laonの市民、市長、*jurés*, *échevins*, 及び他の *rectores* に「非違の行爲ありし故に」彼等より全ての *communauté et collège* の権利……特許狀、特權、裁判制度、*echevins* 及び *jurés* の制度……鐘、印章、*arche commune*……」を剝奪すること、及び「市民を個々に罰せず *commune* を罰すること」を定めてゐる (P. 142)。ここに於て Philippe le Bel の時代には *commune* とは都市の自由と法人格の意味であつたことが窺はれる。次に當時の大法學者 Beaumanoir が *commune* に關し(1)他の *ville de franchise* と裁判上の特權に於て著しく相違すること、(2) *commune* は特權團體の一たること、(3)その所有能力の大なることに注目してゐるのも、彼によれば *commune* の本質が共誓團體に非して特權にあると考へられたことを證明するものであるとしてゐる。

かくの如く *commune* の持つ特性が共誓團體の存否から特權内容に移ると共に *commune* と諸他の *villes de franchises* との混合が可能になつて來る。更に從來特に *commune* とのみ關係が密接であつた王權が廣く都市一般、市民一般と結びきを求めて來る。この兩者の混合が見られるのは後のことではあるが、既にこの時期に *commune* と *villes de franchises* とを含む *bonnes villes* なる概念が生れてゐることに彼は注意を拂つてゐる (P. 148)。

この時期から *commune* は衰退して行く。が彼は此の理由を (特に Saint-Louis) 王權の壓迫よりもむしろ内部的な問題に歸してゐる。即ちこの頃より *commune* には財政的破綻が現はれ始め、更に自治體なるが故に當時の知的選良たる *bailli* や *seneschaux* の王の官吏の監督下に置かれず、一方優秀なる人材は整備の過程にあつた王の行政機關に吸収せられて施策に適切を缺いたこと、更に根本的には社會經濟的進化の結果として市民中に富裕寡頭勢力が生じ彼等の政權獨占・利己的財政々策により *commune* 内部に對立意識を生みにつあつたのである。彼によれば Saint-Louis の

對 commune 政策は極めて好意あるものであつたのである。commune に年々財政報告を命じ、commune に強力な監督を加へようとした一二六〇年、一二六二年の勅令は對 commune 彈壓政策と見るよりも彼の治世全體を通じて顯著に認められる現存秩序一般に對する調和的態度の現はれであり、Beaumanoir の著作や Olim にも見られる對 commune 友好の精神と揆を一にするものとしてゐるのである (P.)。

しかし Saint-Louis 以後に於ては王權の commune に對する動きにはかくの如き保護育成の精神は見られない。王の財政的壓迫は commune の財政難を更に悪化しその處置の適切を缺いたことと相俟つて財政的苦境から第十四世紀初頭には commune の自發的廢止が見られる (Meulan, Senlis) (P.)。更に第十四世紀には同職組合の發達や、相互扶助を目的とする宗教團體が結成せられ (P.)、同職組合は、Picardie 地方に於ては (例へば) Amiens、commune の行政機關の一部となつて一時的には commune に新たなる生氣を振起せしめること著しきものがあつたのであるが、同職組合も宗教團體も共に本來 commune の目的とする相互扶助の機能を營むものとして、この結果は直には現はれなかつたにせよ、原理的には commune の存在理由を脅かすものであつたことに注目してゐる (P.)。

第十四世紀後半以降フランスは百年戦争及びその後の内亂の時期に入るのであるが、これらの戦争は commune の生命に特に關係はなく、彼によれば戦禍、特に黒死病の流行による人口の減少のために財政上の負擔が一層過重となり commune の自發的消滅の見られると共に (Beauvais 附近の Le Neuville-Roy) (P.) 軍事上の配慮のために援助を受けても居る (P.)。更に彼の注意してゐるのは、都市にとつてはその特權のいかなよりは特權を擁護すべき實力の有無が問題となり、この事情を通じて villes de franchises と commune との接近が著しく進んでゐる。この點を明にす

るものは Charles VII の態度であり、彼は commune も villes de franchises も又非特權都市も問ふ所なく市民一般に對して結付きを示してゐる (P. 224)。しかし commune が完全に意味を喪失したのではない。百年戰爭中の協力に對する報償として若干の都市に commune の特權の許されたこと (Saintes, Cognac, Angoulême) (P. 219) 又 Charles VII 自身が内亂時代に忠誠の篤かつた Saint Mairens に一四四〇年 commune の特權を許してゐる事實は、尙 commune が自治團體として所謂 corps et colleges の一として特權的位置を占めてゐたことを示すもので彼は主張してゐる。

一方既に第十三世紀より見られた富裕少數市民の政權獨占の傾向は漸次強化され、例へば一四八一年の Arras への commune の確認の文書、一四七五年の Angers への布告によつて明に認められるように、commune (communauté) とは住民一般ではなく市政に參する寡頭勢力を意味するに至つてゐる (P. 234)。Louis XI に見られる commune への保護的態度は王のかかる富裕寡頭勢力との結合であり、王のこの様な好意的干涉政策によつて反つて commune の内政の寡頭化は一層促進されたかに見えるとしてゐる (P. 241)。この寡頭勢力の王權への屈從を通じて commune の歴史は新しい轉期を迎へることになつた。と以上の如く彼は考へてゐる。

要するに第十四世紀に到り commune は著しくその生命力の衰退を來たしたと言へ、第十四世紀にその生命が終焉したのではなかつたことを彼は主張してゐる。

三

彼は以上の如く中世と共に commune が生命を絶つたとは考へてゐない。よし corps et college と結付いて全く本

來の姿を失つたとしてもそれはフランス革命まで存続したのであつた^(P. 245)。第十五世紀末(一四九八年)にも Louis XII は Abbeville, Aire-sur-la-Lys, Angoulême, Beauvais, Dax, Dijon, Falaise, La Rochelle, Noyon, Poitiers の諸 commune を確認して居り^(P. 246)、第十六世紀より第十八世紀に至る間にその特權を最終的に喪失してゐる commune は四にしかすぎない^(P. 247)。しかし乍ら王權の伸張の動きに王の官吏及び法律家の都市諸役の僭取が伴つてゐることがこの時期の顯著な特徴と見られるとしてゐる^(P. 363)。即ちこの官吏及び法律家による都市諸役の僭取は既に Louis XI の治下に認められるが、宗教戦争中の王權の衰微を通じて commune を初め 舊特權勢力は復活し Bodin の如きは“corps et colleges”の機構を基礎として國家の構造を考へてゐる。Petit-Dutailis は Bodin の理論については極めて詳細に紹介してゐるが、此は夫自體として興味ある問題を多數含むとしても、實踐力のなかつたことも彼の言ふ如くである^(P. 336)。宗教戦争の終了後王權がその威力を恢復し intendants が設置せられることによつて commune は決定的に打撃を受けることになつた。即ち第十七・第十八世紀に於て commune の眞の支配者は intendant となつた。勿論 Fronde の亂に際して都市自治の復活の見られたこともあつたが、王が公に候補者を推舉することによつて、都市の選舉は一の喜劇と化し Colbert の中央集權によつて都市財政の負債は消去せられたが Louis XIV 治下の一六九二年の勅令によつて都市の諸役を賣官することにより、王の支配を一層強化して行つた。

かくの如き事情を通じて commune の特異性は漸次失はれ、特種の人を除き一般の法學者は他の都市と commune との區別すら不可能になつた。そして一七八九年の革命が完全に commune を消滅せしめたのであつた。以上が彼の近世即ち commune 末期の敘述の極めて大略の要約である。

要するに彼は、commune とは住民の生活擁護のための相互扶助の機關であり、かかる機關の必要が一般的秩序の確立と他の慈善機關の發生によつて意義を喪失して行つたこと、及び一方に於て富裕寡頭勢力の都市諸役の僭取とを通じて意味を失ひ、初めは「王に利用され、漸次搾取され、最後には破壊された。」のであつた。としてゐる。

以上を以つて本書の紹介を終るのであるが Petit-Dutailis の全敘述を慣いてゐる根本的な精神は commune を謂はば外的にはなく内的に、當時代人の心の内に映つたその像を正しく捉へようとする努力にあると言つてよい。敘述の途中に難問に逢着し或は先學の諸説を批判するに當つて彼は第一に依據するのは自己の恣意的に構成した概念ではなく當時代人の心なのである。「當時の人々はさうは考へていなかった」「先づ當時代人がいかに考へてゐたかを考察しよう。」といった表現に我々は屢々遭遇するのである。

本書に關して Speculum. Vol. XXIV. No. 4 に於て Sidney R. Packard が論評し「余りに法制史的であり」commune の概念の變化を生んだ社會的經濟的變化に對する考察が不十分であることを指摘してゐる。この二點は何れも或程度まで妥當するであらう。特に第二の點に關しては彼は社會的經濟的變化云々と述べるのみで余りに簡單に取扱ひ過ぎてゐることは看過し難い所であらう。(特に p. 125—) この意味で都市生活の實體を又その中世史上に於ける意義を知らうとすれば Pirenne, Tait, Stephenson, Espinas, 等の著者に候つべき點の多いことも評者の言の如くであらう。しかし彼の求めてゐるのは第一に commune そのものの本質であること、この點に於ては少くも以前の諸書よりも鋭い分析の認められる點に於て、貴重な勞作と言ふべきであらう。